

土地改良事業に関する相談

キーワード：換地処分

H30	Q1	換地処分公告があった県営A地区において換地清算金（徴収）が発生している。そこで、権利者に対して文書で請求しているが、納付していただけない。そのため、現在は、土地改良区が立替している状況である。このような場合、納付して頂くには、どのような手続きが必要なのか。
	A	換地清算金の徴収については賦課金と同様に第39条に基づき強制徴収できる。ただし、権利者が財産を持たなければ無意味。

R5	Q2	換地処分に伴う清算金約85万円が発生しており、事務局より当該農地の所有者Aに対し、清算金の支払いを予定していた。しかしながら、清算金を支払う段階において、受取を予定していた所有者Aが死亡する事態が発生した。加えて、この所有者Aには相続人が多数存在することが判明した。この場合における、適切な清算金の処理方法についてご教示頂きたい。
	A	清算金はAの遺産であるから前相続人のものである。したがって、処理方法は原則、全ての法定相続人に対して、法定相続分をそれぞれ支払うべきものである。しかし、事務手続きが煩雑であるから、相続人の代表者を選定し、その代表者に一括して支払う方法を取ることはやむを得ない。

※質問及び回答に記載の各法令の内容等については、相談があった当時（表中の年度参照）のものである点にご留意ください。